

第3次南国市子ども読書活動推進計画

— つたえたい読書の喜び・楽しさを —

令和2年4月

南国市教育委員会

はじめに

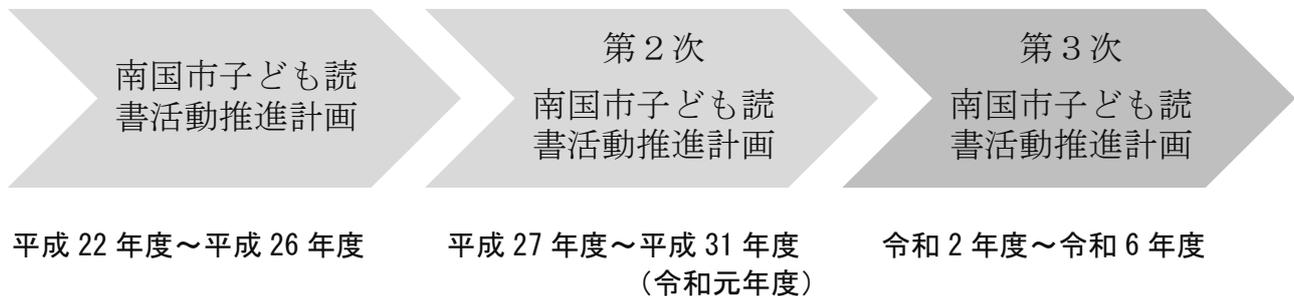
子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境が整備されなければならない。

これは、平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（法律第154号）の基本理念です。

南国市では、この理念に基づいて「南国市子ども読書活動推進計画」（平成22年度～平成26年度）、「第2次南国市子ども読書活動推進計画」（平成27年度～平成31年度）を策定し、その施策の実施に努めてきました。

このたび、この5年間における取り組みを検証したうえで、子どもの読書活動をさらに充実、発展させることを目的として「第3次南国市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

本計画は、国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年度～令和4年度）および高知県の「第三次高知県子ども読書活動推進計画」（平成29年度～令和3年度）を踏まえつつ、今後の南国市における取り組みの方向性を示すものですので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



目 次

第1章 第2次計画の成果と課題	1
1 実施体制	1
2 「子どもと本を結ぶ人づくり」成果と課題	1
(1) 司書および司書教諭、学校司書等の資質向上	
(2) ボランティア活動の推進	
(3) おとなたちへの働きかけ	
3 「本が身近にある環境づくり」成果と課題	3
(1) 未就学児童施設および幼稚園における取り組み	
(2) 小中学校における取り組み	
(3) 市立図書館における取り組み	
第2章 第3次計画の基本的な考え方	5
1 基本方針	5
2 計画の対象、計画期間	5
3 計画の推進体制および進捗管理等	5
4 財政上の措置	5
第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み	6
1 子どもと本を結ぶ人づくり	6
(1) 保護者やボランティア等に対する取り組み	
(2) 未就学児童施設および幼稚園における取り組み	
(3) 小中学校等における取り組み	
(4) 市立図書館における取り組み	
2 本が身近にある環境づくり	8
(1) 未就学児童施設および幼稚園における取り組み	
(2) 小中学校等における取り組み	
(3) 市立図書館における取り組み	
3 具体的な取り組み内容と目標	10
参考資料	11
1 子どもの読書活動の推進に関する法律	
2 南国市子ども読書活動推進委員会設置条例	

第1章 第2次計画の成果と課題

1 実施体制

第2次計画では、「子どもと本を結ぶ人づくり」、「本が身近にある環境づくり」という2つの基本方針を定めました。

教育現場をはじめ子どもに関わる組織や団体から選出した委員で構成する「南国市子ども読書活動推進委員会」を設置して、事業内容の検討や取り組み状況の把握に努め、行政、教育現場、関係機関が互いに連携し、市民と協働して施策を実行しました。

2 「子どもと本を結ぶ人づくり」成果と課題

(1) 司書および司書教諭、学校司書等の資質向上

- ・ 司書の複数配置、資質向上 **生涯学習課**
市立図書館には、平成29年度から司書職員が1名増員され、平成30年度からは司書資格をもつ行政職員が配置されました（令和元年度末現在6名）。
また、県立図書館や図書館関係団体が主催する研修に参加して資質向上に努めました。
- ・ 発達段階に応じた体系的な読書指導の体制づくり **学校教育課**
各校の教育計画「図書館教育」の中で明記し、年間指導計画に基づきながら、読書指導の体制づくりを行いました。
また、**学校図書館支援員¹**を配置し、授業における学校図書館の利活用を行いました。
- ・ 保育士等の研修 **子育て支援課**
園内・県の研修、他園の職員との交流を通じて読書活動の意義や重要性、絵本選びや読み方などを学びました。

—課題—

今後も研修等に参加し、図書の選定や読書支援に関する能力や知識の向上に努めるとともに、相互に連携できる仕組みづくりが必要です。

¹ 学校図書館支援員：学校図書館法第6条における「学校司書」のこと。

(2) ボランティア活動の推進

- ボランティアとの連携および支援 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
未就学児童施設や学校では、保護者および地域のボランティアによる積極的な読み聞かせ活動を推進しました。
また、市立図書館では、関連するボランティアや地域文庫への情報提供を行うとともに、家庭や学校で読み聞かせを行う保護者やボランティアに向けて、絵本やおはなしの読み方に関する図書を集めたコーナーを設置し、ブックリスト等の配布を行いました。

－課題－

各施設の推進状況を把握し、新たに読み聞かせや読書活動推進に取り組んでくださるボランティア等に情報提供を行う必要があります。

(3) おとなたちへの働きかけ

- ブックスタート事業 保健福祉センター 生涯学習課
保健福祉センターの乳幼児健診に合わせて実施したブックスタート²事業では、市立図書館職員やボランティアが絵本の読み聞かせを行いました。
また、保護者に市立図書館で行っているおはなし会を周知し、図書館だよりや読書メモ、ブックリストなどを配布しました。
ブックスタート事業を受けた後のフォローアップとして、発達段階に応じた本との出会いを支援するため、市立図書館において乳児や幼児以上を対象としたおはなし会を実施しました。
- 本の貸出、情報提供等 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
保育施設では、図書の家庭貸出を実施するとともに、おたよりなどで読み聞かせや読書の大切さを発信しました。また、参観日を利用して、保護者へ読み聞かせの講座を実施した施設もありました。
学校では、学校教育指導係指導主事が、全ての保育施設において、5歳児保護者へ小学入学に向けての話をする中で、「読み聞かせの重要性」を説明しました。
市立図書館では、保護者が手に取りやすい実用本や子育てに関する本を児童書コーナーの近くに配置し、子どもの近くで安心して自分の読みたい本を探せる環境をつくりました。絵本コーナーでは「季節」や「行事」などのテーマ展示を行い、保護者が選書しやすいように工夫しました。

－課題－

おとなの読書離れ、特に、子どもに最も身近な存在である保護者世代の読書離れが進んでいます。市立図書館をはじめ関係機関では、おとなも読書に親しめるように働きかける方策を検討する必要があります。

² ブックスタート：乳幼児健診などの機会に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をプレゼントする活動。南国市では10か月児健診に合わせて、ボランティアの協力も得ながら実施している。

3 「本が身近にある環境づくり」成果と課題

(1) 未就学児童施設および幼稚園における取り組み

- ・ 図書スペースの設置
全施設において図書スペースを設置し、子どもが本を手に取りやすい環境をつくりました。
- ・ 図書の充実
長く子どもに読み継がれている絵本の買い替えや、年度で取り組むテーマに応じて選書しました。さらに、市立図書館の団体貸出を利用し、新しい絵本や季節に応じた紙芝居等を提供しました。
- ・ 読み聞かせ、家庭への貸出、親子読書の推進
読み聞かせは全保育施設が年齢や発達段階に応じて毎日行っており、家庭への貸出も実施し、おたより等でおはなしに親しむ大切さを保護者に啓発しました。
保育施設の中には、読書推進担当者を置き、指導計画に絵本などに親しむ機会を位置付けている施設もありました。
地域子育て支援センターでは、1年を通して絵本の貸出しや読み聞かせを行い、保護者に移動図書館の利用を勧めるなどして、親子が読書に関心を持つきっかけづくりに努めました。

－課題－

どの施設も読み聞かせや家庭への貸出は行っていますが、保護者によって読書に対する温度差があります。現在の取り組みを継続しつつ、保育施設への読書推進担当者の配置を推進するなどして、必ずしも読書に積極的でない保護者に働きかける取り組みを工夫することが必要です。

(2) 小中学校における取り組み

- ・ 指導計画に基づく全教科を通じた読書活動の推進
各校の教育計画に図書館教育の全体構想をはじめ、年間指導計画や学校図書館教育の具体的な内容を明記して取り組みました。特に年間指導計画の中では、関連教科を明文化しており、国語科以外でも他教科・領域と関連させての図書館利用を推進しました。
- ・ 読書をするうえで障害のある子どもへの読書支援
教育課程の異なる知的障害特別支援学級児の年間指導計画を作成し、読書指導の体制づくりを行いました。「読むこと」「読む能力」、「特性に応じた読むこと・能力に対する支援」に関しては、ユニバーサルデザインの視点に立った教科指導の中で行いました。
- ・ 学校図書館機能の強化、市立図書館との連携
新図書館システム（以下「新システム」という。）の導入により貸出業務がスピーディとなりました。利用データを活用して読書活動の活発な子どもを表彰するなど、子どもへ評価を返す取り組みを継続して行いました。
また、授業等で使用する本が学校図書館に不足している場合、市立図書館の保育学校支援図書貸出事業³を活用しました。

³ 保育学校支援図書貸出事業：保育施設や学校が希望する内容に合わせて司書が選書し、貸出配本・回収までセットで行うもの。

- ・ **新システムを活用した利用状況の分析**

システムから利用状況を分析し、校内掲示やおたよりで子どもの読書状況を発信しました。

—課題—

国語の教科書に掲載されている日本十進分類表に基づいて、学校図書館を整備する必要があります。

新システムの活用については学校によってばらつきがあるため、各校において利用状況を分析し、利用促進や蔵書構成の充実に努める必要があります。

(3) 市立図書館における取り組み

- ・ 計画的な児童書の収集と提供

絵本や読み物の本が児童書の貸出冊数の半分以上を占めますが、視野を広げ、好奇心を育み知的要求に応える本や、保育や学校の授業で活用できる図書も収集・整理し、貸出を行いました。

- ・ バリアフリー資料コーナーの設置、他の図書館との連携による資料提供

点字やさわって楽しめる絵本、LLブック⁴といったバリアフリー資料を収集し、同資料コーナーを設置しました。市立図書館に所蔵がなく入手できない資料などは、県立図書館や他の図書館から借り受けて、多様な資料要求に応えました。

- ・ 移動図書館の運行、学童クラブや児童館への配本

学校には2か月に1回、就学前児童施設には1か月に1回の運行によって、子どもたちへの直接的な資料提供を行いました。学童クラブや児童館には毎月1回、司書が選んだ図書をセットにして配本を行いました。

- ・ 保育学校支援図書貸出事業

未就学児童施設や学校等の要望に応じて司書が選書することは以前から実施していましたが、その取り組みを保育学校支援図書貸出事業として確立し、図書館職員が選書、配本、回収をセットで行うことにより、施設や教職員の負担軽減を図りました。

また、授業等で利用する図書の貸出希望時期が重なることがあったため、受付日を工夫することによって、学校等が必要とする図書を適期に提供することが可能となりました。

- ・ 情報発信、その他

毎月1回、図書館だよりや新刊リストを関連施設や団体に配布しました。未就学児童施設や学校職員にも図書館を活用してもらうため、職員向け図書館利用ガイドを配布しました。

また、子ども向けの読書に関するイベントや定期的なおはなし会を実施したり、児童書のテーマ展示を行うなど、子どもが読書に親しむ機会を設けました。

—課題—

施設や学校の職員に保育学校支援図書貸出事業の周知を図る必要があります。

また、市立図書館には、駐車場や閲覧席が十分確保されていないため利用しづらいというハード面の課題があります。

⁴ LLブック：難しい漢字や文章を使わずに、やさしく書かれている本のこと。写真やイラストなども用いて視覚的にもわかりやすいように作られている。

第2章 第3次計画の基本的な考え方

1 基本方針

第3次計画（以下「本計画」という。）では、第2次計画に掲げた「子どもと本を結ぶ人づくり」、「本が身近にある環境づくり」という2つの基本方針を継承しつつ、第2次計画の課題を踏まえて、具体的な取り組みを定めました。

- (1) 子どもと本を結ぶ人づくり
- (2) 本が身近にある環境づくり

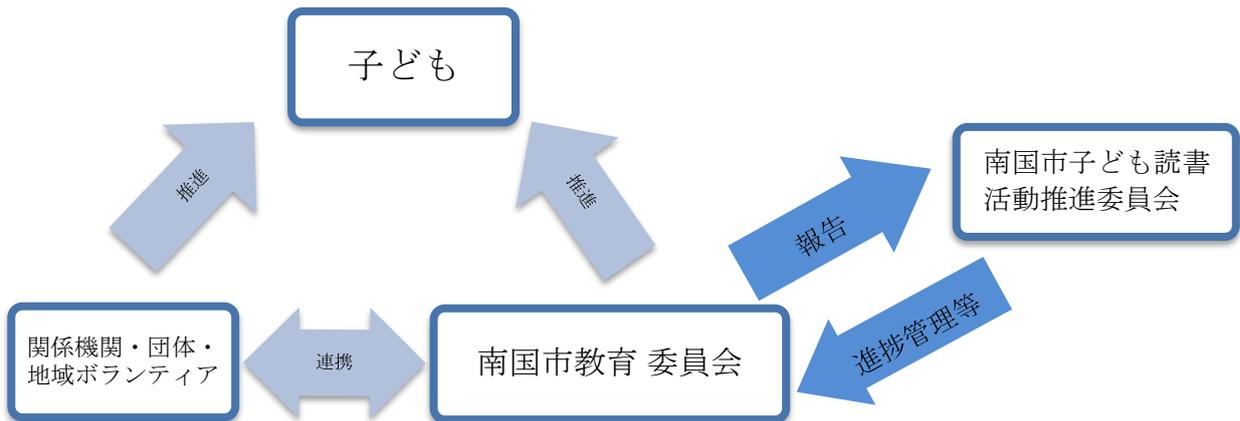
2 計画の対象、計画期間

計画の対象年齢は0歳からおおむね18歳までとし、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

3 計画の推進体制および進捗管理等

南国市教育委員会が主となり、関連機関や団体と連携しながら本計画に定める取り組みを推進するとともに、その推進状況を適宜南国市子ども読書活動推進委員会に報告します。

同委員会では、これを受けて本計画の進捗管理等を行うとともに、必要に応じてその見直しを行います。



4 財政上の措置

南国市教育委員会は、本計画に掲げられた施策を実施するために必要な財政措置を講ずるよう努めます。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み

1 子どもと本を結ぶ人づくり

子どもの読書活動を推進するためには、おとなが読書に関心を持ち、その重要性を理解し、子どもに本を手渡し、共に楽しむことが重要です。

第3次計画では、未就学児童施設、幼稚園、小中学校および市立図書館において、読書活動の推進役となる「人」の配置や資質向上に努めるとともに、互いに連携・支援できる体制づくりを強化します。

また、子どもの読書習慣は日常の生活を通じて形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられることが重要です。特に、子どもに最も身近な存在である保護者が積極的に役割を果たすことが求められますが、保護者によって読書に対する温度差があります。読書の素晴らしさを保護者に届ける機会を増やすとともに、保護者自身も読書を楽しめるような働きかけを行います。

(1) 保護者やボランティア等に対する取り組み

- ① ブックスタート事業の継続実施 生涯学習課 保健福祉センター
保健福祉センターで行われる10か月児健診に合わせて市立図書館が行うものであり、本計画においても継続して実施します。
- ② 情報収集・提供 全体
南国市子ども読書活動推進委員会（事務局）が市内各施設における保護者や読み聞かせボランティア、団体等の活動内容について実態調査を行い、その情報を未就学児童施設や学校、市立図書館において共有します。その情報をもとにして、新たに読み聞かせ活動を希望するボランティア等に対し、迅速かつ的確に情報提供を行います。
- ③ 「子ども読書の日」等の啓発 全体
子どもだけではなく、保護者にも読書の楽しさや重要性について理解を深めてもらうことを目的として、「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「文字・活字文化の日」（10月27日）や「秋の読書週間」（10月27日～11月9日）に合わせて、啓発のための広報活動を行います。
- ④ 読書に親しむ機会の創出 生涯学習課
市立図書館では、図書館に来たいと思える行事等を企画し、保護者や子どもが図書館や本に親しむ機会を設けます。
また、高校生ボランティア等を積極的に受け入れ、ボランティア自身の読書に対する関心や理解が深まるよう働きかけます。
- ⑤ 児童書研究コーナーの設置と児童書の展示 生涯学習課
市立図書館では、保護者、ボランティア及び教職員の選書の参考となるように、引き続き児童書研究コーナーを設置します。季節・行事や話題のトピックに合わせてテーマを定め、関連する絵本や図書を展示貸出する取り組みも工夫しながら継続して行い、同展示コーナーのより一層の充実と利用促進を図ります。

(2) 未就学児童施設および幼稚園における取り組み 子育て支援課 保健福祉センター

① 取組状況の把握

保育所（園）の施設長会等において、本計画の取り組みや進捗状況を発信するとともに、施設での取り組みについて報告を求めます。

② 保育士等の研修等

高知県の園内研修支援事業等を活用することにより、読書活動の重要性についての理解を深め、発達段階に応じた選書を行い、親子読書等がより一層効果的に行われるように努めます。

(3) 小中学校等における取り組み 学校教育課

① 学校図書館支援員の継続的な配置

各校に配置されている学校図書館支援員を、継続して配置するよう努めます。自校の現状や傾向を把握し、児童生徒への理解を深めることは、学校図書館運営において重要であることにかんがみ、できる限り同一の学校に継続して配置します。

学校図書館支援員が配置されていない学校では、ICT支援員⁵が学校図書館の蔵書管理等を行います。

② 司書教諭や学校図書館支援員の研修等

学校図書館協議会等の研修に積極的に参加します。また、学校図書館支援員研修会において、本計画の取り組みや進捗状況を発信するとともに、各校での取り組みについて報告し、情報共有と一層の推進を図ります。

(4) 市立図書館における取り組み 生涯学習課

① 児童サービス担当、保育学校支援担当職員の配置

児童サービス担当職員を継続して配置し、児童図書の選書や展示、読み聞かせや読書活動の推進に努めます。

また、新たに保育学校支援担当職員を配置し、要望に基づく選書や配本を行うだけでなく、関連図書や情報の発信も行います。

② 司書の研修等

オーテピア高知図書館の児童図書選定支援コーナー⁶の利用や、関係機関の実施する研修等への積極的な参加により、選書やレファレンス⁷、読み聞かせのスキルアップに努めます。

⁵ ICT支援員：教員のICT機器操作のサポート及び校内ICT機器の管理を行うとともに、学校図書の蔵書管理を行う。

⁶ 児童図書選定支援コーナー：オーテピア高知図書館において、出版後1年以内の児童書を対象とした新刊見本図書を閲覧できるもの。本を手にとって内容を確認でき、選書の参考となる。

⁷ レファレンス：利用者の問い合わせに応じて、図書館資料等に基づいて案内すること。

2 本が身近にある環境づくり

子どもの読書習慣を形成するためには、常に本が身近にあることが重要です。本を読みたくなくなるような働きかけを行うとともに、読みたい本があったときに自分で見つけやすいこと、落ち着いて読書ができる環境づくりを目指します。

また、子どもの発達段階に応じた本を提供し、家庭での読書を推進するため、未就学児童施設や学校、市立図書館等における本の貸出を促進します。

(1) 未就学児童施設および幼稚園における取り組み 子育て支援課 保健福祉センター

① 親子読書の推進

家族が読書を通じて触れ合う機会の提供と、家庭にも本がある環境づくりを目的とし、今後も本の家庭貸出等による親子読書の一層の推進に努めます。

② 読み聞かせ活動の推進

乳幼児が絵本や物語に親しめるように、保育所保育指針や幼稚園教育要領に基づいた読み聞かせ活動について、より一層の充実に努めます。

③ 読書環境の整備

子どもの発達段階に応じて選書を行います。市立図書館の保育学校支援図書貸出事業の活用も含め、新しい絵本や季節の紙芝居等の提供に努めます。

また、子どもが落ち着いて利用できる読書環境を整備します。

(2) 小中学校等における取り組み 学校教育課

① 指導計画に基づく読書活動や朝読書活動等の推進

各校の教育計画において、図書館教育の全体構想をはじめ年間指導計画や図書館教育の具体的な内容を定め、読書の推進を図ります。特に「年間指導計画」においては、関連教科を明文化し、国語科以外の教科・領域と関連させての読書推進も図ります。

また、読書習慣の形成を目的として全校で行っている朝読書を今後も継続して実施するとともに、ボランティアによる朝の読み聞かせ活動を推進します。

② 学校図書館の整備

国語科の教科書に掲載されている図書館の利用方法に合わせて、現在の独自分類によるラベルから、日本十進分類法⁸に基づいた背ラベルに順次変更します。

また、図書委員会、同担当教員および学校図書館支援員等が一体となって、学校図書館の環境整備に努めます。

③ 図書資料の充実

子どもの発達段階に応じて選書を行いつつ、授業で利用する図書資料は積極的に整備します。その他の図書資料についても、予算の範囲内で選書・整備するほか、市立図書館の保育学校支援図書貸出事業の活用などにより充実に努めます。

読書をするうえで障害のある子どもに対しては、市立図書館等と連携して、資料の提供に努めます。

⁸ 日本十進分類法：図書分類法のひとつ。図書の主題に応じてアラビア数字を用いて分類する。

④ 学校図書館の利用促進

学校図書館システムを用いて利用状況を把握し、利用の少ない学年やクラスには、学級担任と連携しながら、学校図書館の利用促進を図ります。

(3) 市立図書館における取り組み 生涯学習課

① 新図書館の整備

建設計画中の新図書館については、蔵書や閲覧席、駐車場の充実に配慮して整備します。

また、静かに一人で閲覧したい場合や、親子で利用したい場合など、さまざまな利用要求に応える環境づくりに配慮します。

さらに、児童書コーナーからティーンズコーナーへ、そして一般書コーナーへと、年齢や発達段階に応じて、子どもが自然に大人の本までたどり着くよう、書架の配置等を工夫します。

② おはなし会の計画的な実施

おはなし会は、読み聞かせを通じて親子が触れ合いながら読書の楽しさを体感する機会であるため、今後も継続して計画的に実施します。

③ 資料の収集・提供

本計画の対象である全ての年齢や発達段階に応じた資料の収集、提供に努めます。購入ができないなどの理由により自館で提供できない場合、図書館間相互貸借制度⁹を活用しての資料提供に努めます。

読書をするうえで障害のある子どもに対しては、オーテピア高知図書館やオーテピア高知声と点字の図書館等と連携して、資料の提供等に努めます。

④ 学童クラブや児童館へのセット貸出・配本

学童クラブや児童館の希望に応じて、図書館が選書した本のセットを貸出、配本、回収するものです。今後も継続して実施します。

⑤ 保育学校支援図書貸出事業の充実

保育施設や学校に対して本事業をより一層周知徹底するとともに、受付回数を増やすなどして、事業内容の充実に努めます。

⁹ 図書館間相互貸借制度：自館に所蔵のない資料を他館から借りたり、自館の資料を貸したりすること。

3 具体的な取り組み内容と目標

	取り組み	項目	具体的な内容	主体		R2年度	R6年度 目標値	
1. 子どもと本を結ぶ人づくり	(1) 保護者やボランティア等に対する取り組み	①	・健診受診者に対するブックスタートの実施率	生涯 保健	継	100%	100%	
		②	・実態把握調査の実施	全体	新	年1回	年1回	
		③	・読書週間等に合わせた広報実施率※1	全体	新	90%	100%	
		④	・子どもや保護者向け行事等の回数 ・高校生ボランティア等の受け入れ	生涯	新	年3回 —	年3回 —	
		⑤	・児童書研究コーナーの設置 ・児童書の展示貸出	生涯	継 継	— —	— —	
	(2) 未就学児童施設および幼稚園における取り組み	①	・保育施設長会における情報発信、共有の回数	子育	新	年1回	年1回	
		②	・研修への参加	子育	継	—	—	
	(3) 小中学校等における取り組み	①	・学校図書館支援員継続配置	学校	継	—	—	
		②	・学校図書館関係者勉強会の回数	学校 生涯	新	年3回	年3回	
	(4) 市立図書館における取り組み	①	・保育学校等施設職員向け情報発信の回数	生涯	新	年3回	年3回	
		②	・児童図書選定支援コーナーの利用	生涯	新	年6回	年6回	
	2. 本が身近にある環境づくり	(1) 未就学児童施設および幼稚園における取り組み	①	・家庭貸出と親子読書の推進	子育	継	—	—
			②	・読み聞かせの実施	子育	継	—	—
③			・選書の充実	子育	継	—	—	
(2) 小中学校等における取り組み		①	・図書館教育の見直し ・朝読書の実施 ・朝の読み聞かせ活動の推進	学校	新 継 新	年1回	年1回	
			・日本十進分類法への変更 ・学校図書館の環境整備			—	—	
		③	・教科書掲載図書の購入	学校	新	—	—	
		④	・利用統計の分析と共有	学校	新	年1回	年1回	
(3) 市立図書館における取り組み		①	・新図書館の整備	生涯	新	—	—	
		②	・おはなし会の計画的実施	生涯	継	週1回	週1回	
		③	・施設貸出用図書や複本の購入	生涯	継	—	—	
		④	・学童、児童館への計画的配本	生涯	継	月1回	月1回	
		⑤	・保育学校支援図書貸出事業受付回数	生涯	継	週1回	週1回	

※1 地域子育て支援センター5、保育所（園）15、小学校13、中学校5、図書館1の計39施設

【参考資料】

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 南国市子ども読書活動推進委員会設置条例

令和元年6月28日

条例第4号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、南国市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定及び定期的な進捗管理を行い、子どもの読書活動に関する施策を推進するため、南国市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 推進計画の進捗管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、南国市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、第3条第2項の規定による委員の委嘱又は任命後の最初に行われる会議については、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴

くことができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例(昭和34年南国市条例第39号)別表のその他の委員の規定を適用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3次南国市子ども読書活動推進計画

策 定 令和2年4月

南国市子ども読書活動推進委員会

事務局：南国市教育委員会事務局生涯学習課（南国市立図書館）

〒783-8501 高知県南国市大桶甲 2301

電話：088-863-0469

発 行 南国市教育委員会